公益社団法人千葉県園芸協会 定款

第１章　総則

（名　　称）

第１条　この法人は、公益社団法人千葉県園芸協会（以下「本会」という。）という。

（事　務　所）

第２条　本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　本会は、千葉県内の園芸関係者の連絡協調を図り、新鮮で安心・安全な園芸農産物を広く一般国民に安定供給するため、園芸事業の健全なる発展と農業経営の安定を図ることを目的とする。

（事　業）

第４条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

（１）千葉県内園芸関係者の連絡協調

（２）園芸品の生産振興に関する事業

（３）園芸品の販売振興に関する事業

（４）食育促進に関する事業

（５）園芸生産品の消費向上に関する事業

（６）野菜価格補填に関する事業

（７）園芸農作物の優良品種の普及に関する事業

（８）農地流動化の促進に関する事業

（９）新規就農の促進及び青年農業者の育成に関する事業

（１０）行政諮問に対する答申建議又は請願

（１１）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（本会の構成員）

第５条　本会は、次の会員をもって構成する。

（1）正 会 員　千葉県内の地方公共団体及び農業関係団体並びに千葉県内の園芸品を生産する農業者が組織する連合団体で、本会の目的に賛同して入会したもの

（2）賛助会員　本会の目的に賛同し、本会の事業の推進を賛助するために入会した個人若しくは法人又は団体

2　前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　本会の会員となろうとする者は、理事会の定めるところに申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第７条　本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2　賛助会員から受領した賛助会費は寄附金とし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

3　本会は会員がその資格を喪失しても既に納入した会費は、これを返還しない。

（任意退会）

第８条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除　名）

第９条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

2　前項により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行なう総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第１０条　会員は、前２条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）第７条の支払義務を１年以上履行しなかったとき。

（２）全会員が同意したとき。

（３）当該会員が解散したとき。

２　前項により、会員資格の喪失が決議されたときは、その旨を当該会員に対し通知する。

第４章　総会

（構　成）

第１１条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

（権　限）

第１２条　総会は、次の事項について決議する。

（１）会費の金額

（２）会員の除名

（３）理事及び監事の選任又は解任

（４）理事及び監事の報酬等の額

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（６）解散及び残余財産の処分

（７）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第１３条　総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年６月中に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

２　前項の通常総会をもって、一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

（招　集）

第１４条　総会は、理事会の決議に基づき理事長（第２０条第３項に規定する理事長をいう。以下同じ。）が招集する。

２　総議決権の１０分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　総会の招集は、開催２週間前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、会員に通知しなければならない。

４　臨時総会は、必要に応じ理事長が招集する。

（議　長）

第１５条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席の会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第１６条　総会における議決権は、正会員１名につき１個とする。

（決　議）

第１７条　総会の決議は､正会員の総議決権の過半数の議決権を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）　会員の除名

（２）　監事の解任

（３）　定款の変更

（４）　解散

（５）　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。

　理事又は監事の候補者の合計数が第２０条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（書面等による議決権の行使）

第１８条　総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。又は、他の会員を代理人として議決権の行使

を委任することができる。この場合においては、その議決権の数を第１７条の議決権の数に算入する。

（議事録）

第１９条　総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　議長及び出席した会員のうち、総会において選出された議事録署名人２名は、前項議事録に署名押印しなければならない。

第５章　役員

（役員の設置）

第２０条　本会に次の役員を置く。

（１）理事　１５名以上２２名以内

（２）監事　１名以上３名以内

２　理事のうち、１名を理事長、２名を副理事長、１名を専務理事とする。

３　前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第２１条　理事及び監事は、総会の決議により選任する。

２　理事長及び副理事長並びに専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は三親等以内の親族その他、特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。
監事についても同様とする。

５　他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。
監事についても同様とする。

（役員の職務及び権限）

第２２条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
３　専務理事は一般社団・財団法人法上の業務執行理事として、本会の業務を分担執行する。
４　副理事長は、理事長を補佐する。
５　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）
第２３条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
２　監事は、いつでも理事及び使用人に対し事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）
第２４条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
３　補欠又は増員により選任された理事又は監事の任期は、その残任期間とする。
４　理事及び監事は、第２０条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）
第２５条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）
第２６条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対して、総会において定める総額の範囲内で、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って、支給することができる。

第６章　会長、顧問及び専門委員

（会長の設置）

第２７条　本会に会長を１名置くことができる。

２　会長は、理事会の決議に基づき、名誉職として千葉県知事を推戴する。

３　会長は、本会の行う事業活動に対し理解と支援を行う。

４　会長は、必要に応じ総会、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることができない。

（顧問の設置）

第２８条　本会に３名以内の顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の決議により、選任した者を理事長が委嘱する。

３　顧問は、本会の事業運営に関し、理事会の諮問に応える。

４　顧問は、必要に応じ総会、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

５　顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

（専門委員）

第２９条　園芸振興に必要な調査又は研究を行うため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、理事長がこれを委嘱する。

３　専門委員は、理事長の命を受け会議に出席して調査又は研究の結果を発表し、あるいはこれに関する意見を述べることができる。

ただし、議決に加わることができない。

４　専門委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第７章　理事会

（構　成）

第３０条　本会に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（権　限）

第３１条　理事会は、次の職務を行う。

（１）本会の業務執行の決定

（２）理事の職務執行の監督

（３）理事長及び副理事長並びに専務理事の選定及び解職

（種類）

第３２条　理事会は、定例理事会及び臨時理事会の２種類とする。

２　臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき。

（２）理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

（３）監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。

（招　集）

第３３条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。

（議長）

第３４条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、出席の理事から議長を選出する。

（定足数）

第３５条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）

第３６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第３７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　資産及び会計

（基本財産）

第３８条　本会の基本財産は、本会の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び総会で定めたものとする。

２　前項の財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

（事業年度）

第３９条　本会の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第４０条　本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第４１条　本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、その内容を報告するとともに、承認を受けなければならない。

（１）事業報告

（２）事業報告の附属明細書

（３）貸借対照表

（４）損益計算書（正味財産増減計算書）

（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（６）財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）理事及び監事の名簿

（３）理事及び監事の報酬の基準を記載した書類

（４）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第４２条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第４８条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

第９章　定款の変更及び解散等

（定款の変更）

第４３条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第４４条　本会は、総会の決議により解散する。

２　前項のほか、一般社団・財団法人法第１４８条の規定に基づき解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第４５条　本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合は、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第４６条　本会が清算する場合において、有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）

第４７条　本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第１１章　事務局

（事務局）

第４８条　本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局に職員を置き、理事長が任免する。

３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第１２章　補則

（委任）

第４９条　この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益社団法人の設立登記の日から施行する。

２　本会の最初の代表理事は鈴木一男とし、業務執行理事は永妻能成とする。

３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第３９条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

（１）この定款は、平成２５年４月１日、公益社団法人への移行により施行する。

（２）この定款は、平成２５年５月３０日に一部改正。

（３）この定款は、平成２５年１１月１５日に一部改正。

（４）この定款は、平成２６年３月２４日に一部改正。

（５）この定款は、平成２６年４月１日に一部改正。

（６）この定款は、平成２６年５月２６日に一部改正。